

新たな看護職員需給計画策定で検討会が始動！

需給見通しを診療報酬に反映すべき

厚労省は、6月17日「第6次看護職員需給見通しに関する検討会」の初会合を開き、看護職員の2006年度以降の需給見通しの策定に乗り出しました。需給見通しは、需給や社会経済状況を考慮し、過去5回策定され、看護政策の方向を考える基礎資料とされてきました。

厚労省は、現在の需給見通しの最終年(2005年末)の、需要は130万5700人、供給は130万500人と、ほぼ均衡すると見込んでいます。看護職員は、93年から10年間に約31万人増加し、年平均3万人増加していることとなります。就業場所は、福祉施設関係で増加が著しい一方、訪問看護ステーションで伸び悩んでいます。

初会合では、事務局が提示した資料をもとに、看護職員の現状について論議しました。論議の中では、「実態に即した見通しを策定すべき」、「入院日数短縮で業務は濃縮し、医療も加速度的に高度になっている」、「需給見通しを診療報酬に反映させるべき」、「新人看護師を1人前にカウントしている現状は疑問」などの意見がありました。

日本医労連「200万人以上看護体制」を声明

日本医労連は、検討会が開催されるのに際し、「安全と増員を保障する需給見通しの策定を求める」声明を発表しました。

現行の需給見通しは、「より手厚い看護体制の考慮」、年次有給休暇、妊娠・出産した者全員の産前産後・育児休業の取得など、不十分ながらも一定の労働条件改善項目を盛り込みました。しかし、実際には必要人員が不明確で、現状追認の需給見通しとなってしまいました。

過酷な看護現場の実態を改善し、安全でゆきとどいた看護を実現するために、日勤は患者4人に1人以上、夜勤は患者10人に1人移譲、安全確保のために、確認作業や委員会などに必要な人員増、夜勤は月8日以内、サービス残業など労基法違反を改善し、労働条件を改善する人員配置、介護福祉施設も含め、看護職員のいない時間帯を作らない人員配置、の4点を実現するとして、「200万人以上看護体制」の構築を求めました。

国共病組

35日の特別休暇を獲得！

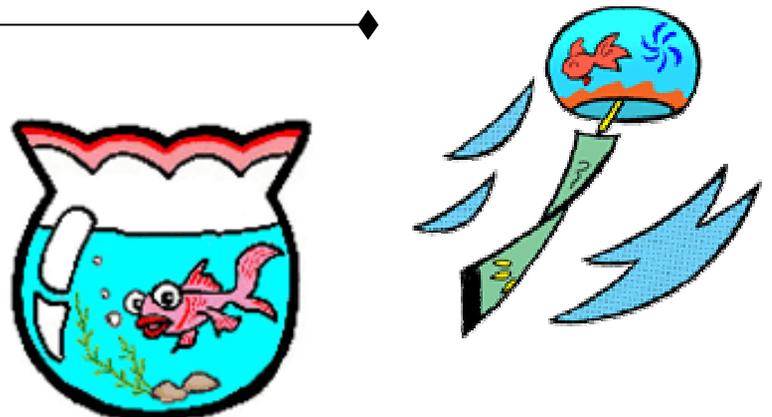
全国組合の国共病組が2年課程通信制の課題で、国共連合会に受講する准看護師への支援措置を求めて交渉を重ねてきました。6月14日の交渉で「35日の臨地実習は特別休暇として認める」という回答を引き出しました。制度は、無給となりましたが、定期昇給は行い一時金においても100%支給することを確認し、協定化しました。

公的病院では、全労災に続いて、2つ目になります。全日赤でも現在交渉中です。

岡山県医労連

岡山のナースウエーブでは、「街角健康相談」を行い、相談活動や、血圧・骨密度測定などとともに、「医療の安全」アンケートを行い、260名分を集約しました。アンケート結果は、

(1) 医療ミスを受けたこと	ある	14.6%
	ない	85.0%
	NA	0.4%
(2) 被害者となる不安	ある	71.5%
	ない	27.0%
	NA	1.5%
(3) 増員の必要がある	思う	74.9%
	やや思う	22.8%
	思わない	1.9%
(4) 事故隠しがある	思う	44.2%
	やや思う	47.9%
	思わない	7.5%
(5) カルテ開示	希望	91.4%
	希望しない	6.4%
	必要	83.1%
(6) 予算確保	必要	83.1%
	必要ない	1.5%



藤村裁判 第1回公判はじまる

「支える会」の会員の更新中、新規加入の促進を！

国立岩手病院人工呼吸器停止事故・藤村裁判の第1回公判が、6月1日、仙台高裁で行われました。

裁判には、報道機関も多くつめかけ、この裁判への関心の大きさが示されました。

弁護士から控訴趣意書に触れ、「物的証拠は何もない。K看護師の証言には重大な疑問がある。藤村さんが押したのは、消音ボタン」と批判しました。検察側から出された答弁書「藤村さんが操作ボタンを押したと認めている」に対し、「不利益な供述であっても、認めた自白調書ではない」と厳しく批判しました。

「藤村さんを支える会」は、仙台の中心街で裁判支援を訴える宣伝行動を行い、高裁の傍聴支援にむかいました。

現在、「藤村さんを支える会」では、会員の更新を行っています。新規加入の呼びかけながら、更新をお願いします。

藤村さんを支える会ホームページ

<http://www11.ocn.ne.jp/~iwtfuji/>